

第3期国分寺市公民館運営審議会 令和2年度第9回定例会

日 時 令和2年9月29日(火) 午後1時30分～午後3時

場 所 国分寺市福祉センター

出席者

■委員 田中委員長・高塚副委員長・浅見委員・近藤委員・畑中委員・佐藤委員・新委員・戸澤委員・岡本委員・今野委員・大内委員・笹井委員

■職員 前田公民館課長兼本多公民館長・山田本多公民館事業係長・増本恋ヶ窪公民館長・久保光公民館長・豊泉もとまち公民館長・本望並木公民館長

事務局：本日、委員12人中、佐藤先生が今日もウェブで参加していただいています。笹井先生のほうからは今日来られるということで連絡を頂いていますので、もうすぐ来られると思います。現在、佐藤先生を入れて11名の出席です。委員の過半数が出席となりますので、本日の会は成立いたします。どうぞよろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、第9回国分寺市公民館運営審議会を開会いたします。

委員の皆さんにおかれましては大変な時期なので、十分お互いに体を注意して、以前のコロナが発生したときには、もっときちっといろいろな面でお互いに気を遣っていたのですが、ちょっと安堵感みたいな形で安易に過ごしている傾向が、ややもすると起こりがちだということなので、十分お互いに注意して関わっていきたいと思っています。

協議事項

(1) 配付資料確認

委員長：それでは、今日の議題に入りますけれども、まず配付資料の確認をお願いします。

事務局：まず配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

(配付資料確認)

資料につきましては以上となります。もし過不足等あれば、事務局のほうまでおっしゃっていただければと思います。

委員長：資料は皆さん、大丈夫ですか。資料の中身で何かご質問があれば。

報告事項

(2) 国分寺市教育委員会報告について

委員長：それでは、配付資料が終わったので、第8回定例会記録の確認というところで。

事務局：まず第8回国分寺市教育委員会定例会についてです。公民館課に関係するところは、議案第45条「専決処分の承認について」というところで、提案内容につきましては、国分寺市営住宅集会室の使用承認等に関することの市長部局の補助執行の承諾に伴い、令

和2年8月18日付で公民館課の事務分掌を追加する必要があるためということで、専決処分により、国分寺市立公民館の処務規則の一部を改正したことについての承認になります。

これについては光公民館のほうで事務執行をしていますので、詳細については久保館長のほうからお願いします。

久保光公民館長：市営住宅の集会室というのが、光公民館から徒歩5分のところにありまして、今までは地域の方に鍵の開け閉めなどをお願いしていたということなのですが、新型コロナウイルス対策のために、利用状況の連絡票などの提出が必要になったというのと、やはり個人のお宅では厳しいという形、及び管理人さん自体もお年を召していらっしやって、そろそろおりたいという話もありましたので、これを機に一番近い光公民館のほうで鍵の受け渡し、使用申請書を書くという手続きになります。予約は管財課、市営住宅の担当課のほうでやっていただくのですけれども、申請書を書いてもらうのと、承認の受け渡し、鍵の開け閉めのみ公民館で行うということでございます。以上です。

事務局：今、話があったとおり、8月18日から事務執行をしています。それについての変更の承認がありました。それ以外のところは公民館事業のところはございません。ご確認いただければと思います。

委員長：質問はございますか。大丈夫でしょうか。

連絡事項

(2) 第8回定例会記録確認

委員長：なければ、8回定例会記録確認という面に関しては、これは10月9日までに訂正がある場合は出すということですね。

事務局：そうです。要点記録のほうは、お手元に第8回の記録をお配りさせていただいています。10月9日までに何かありましたら、事務局のほうへお願いいたします。

委員長：今、改めて第8回定例会記録確認ということで配付されましたので、お読みになって、何か違う点、あるいはご意見がありましたら、10月9日までに事務局のほうへよろしくお願いいたします。

報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

委員長：それでは重複するようですが、報告事項1番が終わりました。

事務局：1番の定例会教育委員会のほうについては、今ご報告したとおりになります。

続いて「新型コロナウイルス感染症対策について」の報告をさせていただきます。新型コロナウイルス感染の対策について、前回報告した以降の部分につきまして、ご報告いたします。

まず本多公民館の定員制限です。これまで50名、本多公民館のホール、広い定員が250名のホールになりますけれども、それが今まで定員50名でスタートしていました。

これが9月16日から100名になっています。それから、感染リスクの高い活動の合唱グループについてになります。これまで歌唱時のときには、マスク及びフェイスシールドの着用をお願いしていました。団体からの要望がありまして、それに応じましてマスクのみの着用で利用可能となっています。ただし、新たに前で正対して指揮者がつく場合に関しましては、マスクとフェイスシールドの着用をお願いするというので、各団体のほうにお伝えしているところになります。

前回から変わったところにつきましては、以上となります。

委員長：音楽関係も少し緩和されてきたという形でございますが、いずれにしてもマスクをしたり、フェイスシールドを着用していると、せっかくの音楽が何の意味もなかったということにもなりがちでございますけれども、少し緩和されてきたということでございますけど、それでも十分注意してかかっただけだと、利用者団体のほうにはそういうご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何か質問ございますか、今の件で。佐藤先生、よろしいですね。

副委員長：大丈夫です。

委員長：それでは、2番の報告事項「国分寺市教育委員会報告について」。

事務局：それは先ほど説明をさせていただきました。

(3) 国分寺市議会厚生文教委員会について

委員長：

それでは、第3番目「国分寺市議会厚生文教委員会について」。

事務局：まず市議会のほうから第3回の定例会についてになります。こちらのほうでは公民館についての一般質問、星議員から、公民館における管楽器の使用についてということで通告がありました。

質問の趣旨といたしましては、4人編成の音楽サークル、これがオカリナ・フルートの管楽器が含まれているということで、公民館の利用ができない、合唱グループには貸出しをしているけれども、管楽器が利用できない理由、こういった質問がありました。また、管楽器について、全国規模のガイドラインが整ったということであるけれども、何ができるかのスタンスで状況によって使用を認めてほしいということで通告がありました。

これに関しましては、ちょうど9月2日に全国規模のガイドラインが示されています。質問があったのが、9月3日であったのですけれども、そのようなところを踏まえて教育部長のほうから、9月2日に管楽器の全国規模のガイドラインが示され、それに基づき庁内で統一した基準を定める必要があるため、関わる施設で検討を進めていくということで答弁をしています。まずそれが1点です。

もう1つ、はせべ議員から恋ヶ窪公民館のエレベーターの早期設置についてということで通告がありました。

こちらにつきましては、平成31年1月に恋ヶ窪公民館にエレベーターの早期設置を求

める陳情が採択されて以降、市民の皆さんに対してどのような説明を行ったの、市庁舎移転後の跡地、恋ヶ窪公民館が移転するとしても、現公民館を長く利用するためにはエレベーターの設置が必要と考えるということです。あとは、公民館利用者が利用しやすいバリアフリーの実現と利用者への丁寧な説明を求めますということで、こちらにつきましても教育部長のほうから答弁をしています。

令和元年5月に開催された第3期恋ヶ窪公民館運営サポート会議において、委員の皆さんからご意見を聞く機会があり、それ以外説明会は実施していないこと、それから、現在どのように対応しているか、今後につきましてはサポート会議、それから利用者懇談会等で市民の声を聞く場が用意されていますので、声を聞いて対応していく、そのような答弁をしています。

続いて、厚生文教委員会の報告。9月8日に厚生文教委員会がありました。その報告となります。

前回、公民館運営審議会の報告で、障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究、くぬぎカレッジの実施についての報告をしています。岩永議員のほか、それについての報告を厚生文教のほうでもいたしました。

それについては岩永議員より、研修についてはよいものを行っているので、教育部でも共有していただきたいとのことで、それについては管理職等会議でも情報共有をして案内しているところだと、そのような答弁をしています。

委員長：今のご報告で何かご質問ある方、いらっしゃいますか。エレベーターの件に関しては、恋ヶ窪など特に。

委員：私は傍聴していたのですが、やはり一番の問題は、平成31年1月に採択されたのですよね。それに対してその後が進んでいなくて、令和元年5月に開催されたサポート会議にて意見を聞いたということにとどまっているので、その後、何もアクションがないのです。ただ、恋ヶ窪公民館の利用者の中には声を出して、館長とも話し合ったり、公運審でも意見を言ったりいろいろやっているのですけれども、行政のほうが全然動かないということで、これから声を聞いて対応していくことを答弁して一体何年かかるのかなというのが本当に感想です。

委員長：今、公民館としては何かアクションを取っていますか。

事務局：そのところがなかなか予算はつけられないというところで今、動いているのですけれども、やはり市民の声を聞いていく、そのどういった話があるのかというのを聞いていくだけしか今できていない状況です。それについてはサポート会議で、前回もありましたけれども、サポート会議、利用者懇談会でも話は伺っていて、報告は受けているところです。今後、部長とも話をしたいということですので、こういった時間をとれるように調整していきたいと思っています。

委員長：ほかにエレベーターでちょっと聞いておきたいことはありますか。なければ、いずれにしても、公民館プラス地域の人たち、あるいは恋ヶ窪を利用する人、あるいは我々関連

している者が、やはりエレベーター設置の案に賛成をしているわけですから、そういう面で必要な運動をせざるを得ないのであれば、そういった形をとっていくということも1つの方法であると思います。ただ、今現在、市がどういうふうになされているのかという実態案をきちんと聞いた上でないと勝手に動けないので、その辺も十分注意して進んでいきたいと思っていますけれども、できるだけ情報を流していただいて、我々にとって何をしたいという要望があれば、言っていただければと思うのです。

ほかに質問がなければ、エレベーター以外の質問でどうぞ。

委員：今のお話の中で、星議員が9月3日に公民館での管楽器の使用についてのご質問があったということで、その前日に全国規模の組織のガイドラインが出ていて、翌日の質問だったということでありましたが、それについてはガイドラインを見ながら検討を進めるというお話でしたが、かれこれ1カ月近くたとうとしているのですが、その間どのような検討が行われたのか教えてください。

事務局：場所についてもなのですけれども、市のほうでチェックシートというのを作成していて、市のどの公共施設でも同じような判断ができるようにということで、チェックシートを作成しています。今回管楽器につきましても、先ほど言った全国規模のガイドラインが出てきましたので、それを基に、庁内で集まってチェックシートのほうを今、作成しているところです。決裁が取れば、また皆さん、管楽器のグループと協議を進めてご利用いただくという流れになります。今、作成中というところです。

委員長：よろしいですか。

委員：解禁になる方向は向いているのですよね。

事務局：そうです、そのような方向で今、動いています。

委員：マスクしながらは吹けないですけれども、別の何かつい立てとか、そういうことを考えているのですか。

事務局：そうです。

委員：分かりました。

(4) 決算特別委員会について

委員長：では、ほかに。なければ、次の決算特別委員会の件。

事務局：こちらにつきましては、9月17日から9月23日までの間3日間で決算特別委員会がありました。公民館につきましては教育費になりますけれども、教育費につきましては23日に質疑がありました。中沢議員から昨年度の恋ヶ窪公民館の空調の不具合、それがあつたことに絡みまして、公共施設の空調等の予防的な修繕について要求がありました。

私のほうからは、予算の組み立てに関しましては、各館から提出された案件、そういったものに優先順位をつけて予算計上しています。今後もそのような対応をしていくという答弁をさせていただいたのですけれども、これにつきましては、市内の公共施設全てに絡む案件ですので、政策部の政策経営課のほうから、個別施設計画の中での長寿命化改修、それか

ら維持管理修繕，そのような計画がありますので，その計画に合わせて対応していく旨の答弁がありました。以上です。

委員長：3日間が正しいのであれば，17日から3日間というとならぬ19日だよね。

事務局：17，18，土日祝日が入りますので23日が3日目。

委員長：17，18，23ね。

事務局：そうです。

委員長：ほかに何かご質問があれば。並木のトイレが新しくなるというのは，この予算とは関係ない。

事務局：一応来年度の予算計上をする予定でいるのですけれども，今年度に関しましては，設計委託ということで，設計をしてもらっています。それが今年度中に整いましたら，来年度改修工事という形になります。予算がつけばの話になります。

委員長：ほかの方でご質問ございますか。いいですか。それでは，佐藤先生，まとめて大丈夫ですか。

委員：ありがとうございます。

協議事項

(1) 諮問について

委員長：それでは，本題になりますけれども，第3番目の協議事項「諮問について」というところに入りましょうか。

事務局：それでは，諮問についてご説明いたします。

前回の公民館運営審議会の中で，諮問・答申の形ではなく，提言という形でもよいのではないかという話をさせていただきました。その後，委員の方よりご指摘を頂いています。確かにこれまでも全てが諮問答申という形ではありません。他市についても諮問答申にこだわらずやっているということの報告も受けています。ただし，この前皆さんにお配りしましたけれども，社会教育法第29条の中に館長からの諮問に応じ，公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとするとしています。前回の私の発言を訂正させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

なお，各館長とその後諮問について検討しましたけれども，まだ決裁は取れていないのですけれども，今回は諮問案ということで提出させていただいています。皆さんに今日，資料でお配りしていますので，確認していただければと思います。

委員長：以上ですか。

諮問案として皆さんのお手元にあると思いますが，改めて読ませていただきます。「新型コロナウイルス感染症対策下における公民館のあるべき姿について」という諮問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策のため，令和2年3月3日より国分寺市の公共施設は臨時休業・休館となり，6月5日より制限付きで再開しています。休館中は，会議を含めて市

が主催するすべてのイベント等が中止となり、公民館職員は、学校の臨時休業に伴う校庭開放の児童見守りや、新型コロナ対策総合案内業務の応援職員としての対応も行ってきました。

新型コロナウイルス感染症対策下において、実際に人と人が集まって共につながる従来の公民館の在り方は、「新しい生活様式」を踏まえ、大きな変化を求められています。

このような状況を踏まえ、今後の公民館のあるべき姿について、ご意見をいただきたく、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症対策下における公民館のあるべき姿について

2 答申時期 令和3年5月

というのを頂戴いたしました。

それではこの諮問について、前回は大まかな意見として、いろいろな意見を提言という形でまとめればいいのではないかというご意見もあったと思いますけれども、改めてここで、またこういう正式に案としてですが提案されました。どういう形で進めていくべきなのか、皆さんにも忌憚ないご意見を聞きたいなと思っています。まず戸澤さんからいきますか。

委員：難しいですね。諮問事項なのですけれども、感染症対策下に公民館が閉館しましたよね。これはこれでいたし方ないと思うのですけれども、閉館している間のことなのか、ないしは閉館した後、再開をして新しい生活様式になったところの公民館の在り方。そちらのほうはどちらに重きを置くような内容なのだろうかというのが、これを読ませていただいて疑問が出てきましたけど、いかがでしょう。

事務局：各館長と話をしていないのですけれども、私のほうとしては両方と考えています。休館時にやるべきこと、それから宣言が開けた後、どういうふうにステップを踏んでやっていくのかとか、その辺のところも含めて、今日もこういうふうに会議をオンラインでやっていますけれども、そのようなところも含めて考えていただきたいなとは思っています。

委員長：今、諮問が出ましたけれども、まず私のほうでお願い事項ですが、各館長がこのコロナ禍においてどんな活動をし、どういう対応をしたのか、その辺を各館、話を出していただかないと、我々の資料として見たいと思います。

まず本多からお願いします。

本多館長：本多なのですけれども、この前、皆さんに休館中の動きというのは資料で提出させていただいていますけど、この諮問の中にも書かせていただいていますけれども、まずは休館になるときの電話連絡です。部屋を予約されていた方たちに、使えなくなりましたと電話連絡。それを各館からしていただいています。本多についてはかなりの件数、この前、皆さんに資料をお渡ししたとおり、部屋の予約をされた方に3月2日から電話を開始して、3月2日に関しましては521件の電話をかけています。また休館が延びましたので、その都度利用者の方に、また使えなくなりましたということで電話連絡をしています。3月11日

が296件、3月20日が414件。これは5館、全ての電話をした件数になっていますけれども、予約をされた方に次も使えなくなったという電話連絡を差し上げました。

そのほかには、前回は報告をしていますけれども、学校は休業していますので、その間、校庭開放だけはしていたので、児童の見守りについて、給食調理員、それから図書館の職員、公民館の職員が対応する、そのような業務がこちらのほうに回ってきました。

その後は総合相談窓口、やはり不安になる方がいらっしゃいますので、そういう相談電話というのがかなり市のほうにかかってくるようになってきました。それに対応できるようにということで、相談窓口のところに公民館の職員が応援に行き相談業務をしていた、そういうところがまずあります。そのほかにつきましては、年度末ですので昨年度やった講座についての記録とかそういったものと、あと、再開後につきましてどんな講座ができるのだろうかというところの研究。その中でオンラインについても研究をしてきたところです。

本多についてというか、一応全体を含めてお話しさせていただきました。

委員長：特別に本多公民館としてやったということはないのですね。

本多館長：そうです。

委員長：では次、恋ヶ窪さんかな。

恋ヶ窪館長：恋ヶ窪公民館館長増本でございます。恋ヶ窪公民館では3月3日の休館以降、大きなところでは前回、前々回にもこの公民館運営審議会で委員の皆様方にご報告差し上げましたように、まず文部科学省の補助金の事業の申請締め切りが3月14日に行われました。それを踏まえてゴールデンウィーク前まで提出した申請書類の修正、また、その後の関係部署との連絡等々がありましたので、休館中といえども業務のほうはあったという状況でございます。

それ以外には、恋ヶ窪公民館は館長1名を除いて、月額会計年度職員が3名おりますが、うち2名が職務免除の子育て中といったことで、在宅勤務とお休みがかなりあったので、マンパワーとしては通常の半分、もしくは半分以下で、臨時職員さんにも入ってもらったの対応といったところがありました。ですので、また本多とは状況が違います。皆さんもご存じだと思いますが、お部屋の数も5つしかありませんし、小さな館でございます。ただ、実際のところはそれに応じた、利用者さんへの休館が延びたおわびのお電話だとか、あと激励を頂いたりといったところもありましたので、地域の中での施設のありようといったところは、残った職員だとか、また電話とか頂いた際には対応をしていたという状況でございます。もし高塚委員のほうからも補足があればという形です。

副委員長：利用者としては本当に家にいてくださいという感じだったので、連絡もせず、何の役にも立たなかったなと思っています。

委員長：それでは光公民館。

光館長：課長の説明の補足になりますが、5月の連休明けぐらいからステイホームという部分を強調して、インターネットで、例えばSNSや動画配信などを行っている過去の講座の講師の人たち、ちょうどあの頃はいろいろ動画とかアップされていたので、それをツイッ

ターで発信したり、ホームページ上に「ステイホーム」という形のコンテンツをちゃんと作りまして、そこで家の中でも楽しめるよということはさせてもらったのですけれども、何分市役所とすると、SNSでの発信のいろいろな制限がありまして、厳しかったなというのは正直なところですよ。

あと、光公民館は閉館期間中にサポート会議のメンバーの方々と、今日お配りした資料にも書いたのですけれども、花植えというのは期間中にやりました。たまたま学童の子たちもいましたので、遠くで見ながら、きれいになったねという形で開放したという感じでございます。以上です。

委員長：ありがとうございます。次はもとまち公民館。

もとまち館長：もとまち公民館も休館中は講座の企画を考慮してもらったり、施設内の整備とか古い資料、保存年限を超えていつまでもとっておいてあるようなものが結構ありましたので、取っておくべきものと、もう要らないのではないかというものの整理や、それから通常あまり確認できませんが、備品の確認です。皆様に使用していただくに当たって不具合がないか確認などをしておりました。週1日在宅勤務が入っていたり、やはり小さいお子さんを抱えている職員はコロナ職免というのもございましたので、もとまちは3名体制の館ですから、1人いなくて2人ぐらいの人数でやっておりました。

またこの期間、サテライトオフィスということで、役所の人たちも密にならないように公民館にパソコンを情報管理部が設置してくれまして、そこの職場に行かずに公民館に来て仕事をする場所になっていました。もとまち公民館は3台のパソコンが来ていましたけれども、実際にはなかなか予約が入らずに2人とか3人ぐらいで、準備しただけのことはなかったなというところでもあります。

あと、9月から講座をスタートするに当たって企画を立ててきたわけですが、8月15日号から講座の記事を挙げています。今現在9月は5講座がスタートしていますので、月曜日から木曜日まで、金曜日まで入っている週もあり、毎日毎日講座が入っている状況です。今日も午前中講座が入っていましたし、きのうもありましたし、明日も明後日もありますので、職員を回すのが3人では厳しいときもあります。

また、「けやきの樹」を御覧になった方がいらっしゃると思うのですけれども、記事がちょっと空いているところにコラムを今入れているのですけれども、そのコラム記事を休館中に書いてためていたというところをやっておりました。もとまち公民館は以上です。

委員長：最後、並木公民館。

並木館長：並木公民館ももう既に先の4館でお話があったようなことなのですが、やはり普段開館しているとなかなか時間が取れないようなところの書類整理など、長年降り積もったものがあつたかなというところがあります。事務としてはそのようなことが中心です。やはり開館していない以上は市民の方、利用者の方と直接こういう連絡というのは取れないのですけれども、そのような状況ではありました。以上です。

委員長：今、いろいろと館のほうのご報告を伺っていただきましたけれども、もちろん行政指導に

基づいてですが、できる範囲で公民館が活動へ向かって動いたということも1つあるわけですが、そういったことを踏まえた上で、今、いろいろな館から発表がありましたけれども、館の発表でもっと聞いておきたいことはありますか。

委員：本多公民館で相談窓口があって、コロナの間、いろいろな市民の方からの相談の電話を受けて相談に乗るという業務の応援をしていたというお話ですが、これコロナの期間中とか自粛期間中に市民がどういう状況に置かれていたかということ、この相談電話の中からすごく把握されることが多かったと思うのですが、これについてまとめのようなものはありますでしょうか。

本多館長：すみません。それについては本多公民館で相談業務をやっていたということではなくて、本庁舎のほうで給付金だとかそういう相談がかなり多くなっていました。あと、総合相談ということで、そこに職員が派遣されていたと、そういうところになります。

委員：主に給付金の手続上の相談みたいなことですか。

本多館長：それが主なところですね。それが落ち着いてきたら相談も減ってきたのですけれども、ちょうどその時期にパンク状態になったので、職員が手薄になっているということで、そちらのほうに派遣要請が来たということです。

委員：もう1点。年度末なので講座の記録の整理をしていたということと、それから再開後の公民館で何ができるかと研究していたというお話がありまして、その中にオンラインについての研究も含まれていたというお話がありましたけれども、このことについては意見があるのですけれども、オンラインについての研究で、これについても何かまとめということができておりますでしょうか。

本多館長：これは久保館長のほうからもあったと思うのですけれども、在宅勤務というのはほかの館長からもありましたけれども、在宅勤務をするようにということで、週5日のうち1日。本当は土日も含めて7日、この中で週1日は在宅勤務というのがありました。その中で報告書というのが上がってくるのですけれども、何をやったか、その中にオンラインについて学んでいたというところが、その報告書があったのでそれについてご報告したのですけれども、それについて職員のほうからどういうものというのはいらないです。どういう勤務をしていたかとその報告程度になります。

委員：これオンラインと言ってもメールのやり取りぐらいのことで、例えばZoomを使った会議を自宅と公民館でやったりとか、そういうことではなかったのですか。

本多館長：講座をやる場合のということだと思います。

委員：職員同士で、例えばうちの主人などは在宅の日というのは、会社とZoomなどで会議システムを結んで、そこでやり取りをしながら仕事を家ですということですが、公民館はそもそもWi-Fiの環境とかないので、それはできなかったのかなと。

本多館長：それはやっていないです。

委員：そうですか。では、あくまでメールとかでの報告になりますか。

本多館長：そうです。

委員：分かりました。オンラインの研究と言っても、要するに在宅勤務のあり方みたいなことにとどまっていたということですね。では、公民館再開後に利用者が利用できるオンラインとかそういうことの研究ではなかったということでしょうか。

久保光館長：私のほうから説明させていただきます。まず在宅勤務のときなのですけれども、市役所の個人情報絡む部分もありますので、一切オンラインでの勤務は無理という形で、仕事を持ち帰って自宅で仕事をして、それをメールか何かでまた送って確認。何かあれば電話もしくはメールでやり取りというところであって、一般民間で行われているようなZoomなり何なりを使った形の会議が、自宅と職員同士とかでできているわけではございませんでした。これについては今後とも多分厳しいだろうというところが実際です。個人情報が、公民館はそこまででもないのですけれども、福祉の部署などでは個人情報に係る仕事がほとんどになりますので、もしそこからウイルスで漏れて個人情報流出という話になると、今後とも厳しいのではないかなというのが役所内の雰囲気でございます。

あとオンラインの話なのですけれども、どうしてもこれだけの機材がないとできないのが実際ですよ、オンライン講座をやろうと思うと。量産がまず厳しいというのが実際です。これも市役所で今1台しか借りられないという状況で、今日も借りてきてオンラインをやっているという状況です。

あと市の判断として、主催でやる場合についてはこのWebexでやりなさい、受け手でやるのならばZoomでもいいですよという形になっております。そういう形なのです。Zoomでやろうと思うと、今、無料でやると40人とか人数が限定されたり、40分になったりするのですけれども、例えば佐藤一子先生がZoomでアカウントをお持ちになっていて、市が間に入ってやるのならば可能と言えれば可能なのです。オンラインでアカウントをお持ちになって、IDとパスワードさえ教えてもらえれば、それを出席者、参加者に教えて遠隔で見るということも可能と言えれば可能です。

あと、温度差になるのですけれども、できる人とできない人の差が今、はっきりしている、特に高齢者の方になりますが、この間も光公民館でスマホの初級講座をやりました。定員25名なのですけれども、往復はがきという高いハードルにもかかわらず108名の申し込みがあって、変な話80名近くお断りさせてもらったという状況です。です。その中でよくご存じのとおり平日昼間の講座という、高齢者の方が多なのが公民館の実際です。どこまでこれができるのかというのは結構大きなハードルでもあるし、それでもオンライン講座をやるのかという話になると、そもそもスマホができていないのにできるのか。パソコンあればいいのではないかという話ですけれども、みんながみんなウェブカメラ付きのパソコンを持っているわけではありません。ここにもあるのですけど、普通のパソコンならついていると思うのですけれども、それを1個1個説明するのが厳しいのと、あと、実は公民館にWi-Fi環境は整っていないので、その講座すらできないというジレンマに陥っています。以上です。

委員：それが現状だということは分かりましたが、これから多分改善の余地はあるのかな。

それから、スマホやパソコンできる高齢者が少ないというお話ですが、今日のニュースでは80歳以上の57%が、もうオンラインを使ったと、そういう数字がニュースで挙げられていましたので、このコロナの間に高齢者は随分変わったということ。私たちの認識より実際先に行っていたのかなということなので、将来的には希望があるのかなと思います。ありがとうございます。

委員長：ほかに。今、各館いろいろ活動を発表していただきましたけれども、まだこのところを聞きたいというところはございますか。私からちょっと質問したいのは、相談窓口とか児童の見守りとか、それから在宅勤務という指示はどこから流れてきているのですか。

本多館長：対策本部のほうで決まっています。新型コロナウイルス対策本部というのがありますので。

委員長：そういう本部ができたのですか。

本多館長：はい。

委員長：そこで本部が決め事について、承認するところは別にあるのですか。もう本部で決めたらそのとおり。

本多館長：それがおりてくるという形です。この前、私がこの資料でお渡ししていますけれども、2月20日からの国分寺市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項ということで、左側のほうにそのような流れというのを出しています。それに基づいて公民館の動きというのを資料で出していますので、2月3日に対策本部が設置されていますね。

委員長：その対策本部には公民館絡みの方はどなたか出席されていますか。

本多館長：教育部長が出席します。

委員長：教育部長ですね。ありがとうございます。

以上、いろいろ聞いたのですが、そういう最中にこの諮問テーマ案として提案されたのですが、我々のほうで今後どうしていくのかということについて、それぞれ忌憚のないご意見をいただきたいと思いますが、岡本先生はどうですか。

委員：学校のほうもこのコロナの間にはいろいろな対応を迫られて、私も本当に分からないことばかりだったのですけれども、多分公民館のほうでも同じような状況だったのではないかなと思います。今、この諮問の中で公民館のあるべき姿は本当に難しく、物すごく大きなテーマと思ったのですが、館長さんたちのお話を聞いていく中で、やはりこういう状況下にあっては、公民館が1つの情報発信の場になるのかなと思いました。特に先ほど高齢者の方たちはかなり情報のほうを受けやすくなっているということなのですけれど、それでもやはり情報に差があるのではないかなと思いますので、そういうことを考えると、先ほど言ったように公民館がこういう緊急事態の中では、情報発信の大切な場所になるのではないかなと思います。具体的にこの諮問に対して答えが出るのかなというところはちょっと不安があります。

委員長：ありがとうございます。今野さん。

委員：私もすごく難しそうだと思いました。具体的なところがどこまで示せるのかとか、そ

ういうところも含めていろいろ難しいのだろうなと思いました。活動の在り方というのはきっと今回この団体も一様に考える機会になったと思っていて、そのPTA連合会もなかなか学校にも行けない、集まらないという中で、子どもたちの環境をどういうふうに見守っていくのか、どういうふうにいるところと関わっていくのか、そういったところについては、本当に保護者もみんな一様にすごく悩んでいるし、考えています。その中の1つとして、やはり公民館をどういうふうに私たちは使っていけるかな、どういうふうに関わっていけるかなというところになるのかなと思いました。

実際に今年度PTA連合会の専門委員会のほうでも、コロナ禍から見た子どもたちの学校教育について考えたいというグループが立ち上がっていて、既に学習を開始したりしていますので、また何かそういったところも含めて一緒に考えられたらいいのかなと思いました。以上です。

委員長：大内さん。

委員：私はこの諮問を見て、各公民館長の話聞いていて感じたことは、新型コロナウイルスの感染症は1つの災害であると思っているので、災害時の対応を公民館が今回こうしましたよということだと思っております。結局、市のほうで対策本部が出来上がって、そこからの命令でどういうふうにしてください、第1段階から第5段階までで公民館の使用をこのようにしましょうということが決まっている中で、では、あるべき姿を我々がどういうふうにしてほしい、ああいうふうにするべきだという回答をしたときに、それが果たして通るのかなというところの疑問を非常に思っています。なので、休館時と開館した後ということを先ほど戸澤さんがおっしゃいましたけど、休館時のことをそこまで私たちが言えるのかなというところは非常に疑問を持っているところです。

あとは、やはりオンライン化が進んできている中で、そういった整備をしていくことが必要なのではないかというところを、例えばここで答申をしたときに、でも予算がないからできませんという答えで終わってしまうと、そこについても、この答申の意味が果たしてあるのかなというところでいくと、この公民館のあるべき姿をこの諮問答申で果たしてできるのかというところは、非常に皆さんがおっしゃっているように難しいし、それが我々の希望観測になってしまうのではないかなというところもあるので、その辺りをもう少し公民館側で、例えば住民と公民館で何か一緒になってできることを考えてほしいとか、あるいはどういうふうにしたら公民館を利用できるようになるのかとか、あと、この状況の中で住民市民が望んでいたことに対して、どこまで歩み寄れるのか、そういう歩み寄れるのかというところが分からないと、これはただ単に市民からの希望の答申で終わってしまうような気がしますので、その辺りはちょっと考えなければいけないかなと感じました。以上です。

委員長：ありがとうございます。新さん。

委員：私はちょっと違う立場からですが、今はもう外国人の日本語教育が始まりました。それでアクリル板つけて、もちろんマスクもして、フェイスシールドをする人もいるし、パーテーションでやっているのですけど、私も公民館には全く行かなかったものですからどう

いう感じなのか、どういうお仕事をなさっているのか、どれだけ大変なのか、本当に申し訳ないですけども、全然知らなかったので、開始したことのほうからでお話しさせていただきたいと思います。私たちはそれなりに新聞読んだり、テレビ見たりして情報は入ってきますね。だけど外国人はないですよ、だから外国人同士のコミュニティがあるとか、それからやり取りがあるという人たちは大丈夫なのですが、こういうのってやはり普通の災害の弱者という言葉もありますけれども、コミュニケーション弱者、何て言うのですかね、そういうのにも入っているのではないかなと思います。だから今、来ているのはほとんど欧米の方たちです。中国人はいません。というのは、中国の人たちは日本のことを知っているわけではないのですけれども、中国から発生したのだと言われることを怖がっているのですね。だけど欧米の人はあっけらかんとして、今度北海道行きます、この間沖縄行って来ました、今度どこどこに行つて来ますとすごいなと思います。私など自粛ですけども、考え方が違うこともあるのですけれども、やはり情報のない人たちにどういふに情報を提供するかというのが、公民館の仕事かなと自分が仕事を始めて思っているところです。

委員長：笹井先生、いろいろ難しいでしょうけれども、実は館内研修をいろいろとお願いして延び延びになってしまっているのですが、こういう諮問が出たのですが、これに関連した講座でも開いていただけたらと委員も考えてはいるのですが、いずれにしてもちょっとこの諮問に関してご意見がございましたらお願いします。

委員：まずちょっと思ったのは、諮問答申というのは、普通、公運審とか社会福祉協議会とかで提言とか建議とか報告とかというパターンが多くて、諮問答申とはちょっと違うのですよね。諮問答申というのは結構重くて、要するに答申の尊重義務というのが行政にあるのですよね。だから、我々も無責任なことは言えなくて、こうやってくださいと言って、それをぜひ尊重してもらってという、拘束力が結構諮問答申だと大きいというのがあるのです。

それで責任持ってやるというときに、ウィズコロナ、アフターコロナと言っていますけれども、もうちょっと個別の論点で、例えばアフターコロナの時代に公民館の市民利用というのはどうしたらいいのだろうか、あるいは主催事業とかをどうしたらいいのだろうか、複数あってもいいのですけれども、絞っていく必要があるのではないかなと思うのですよね。人的なこととか予算的なことも含めて、例えばぜひWi-Fi環境を整備してくださいと、それについては時間がかかっても、やはりそれは不可欠かなと正直思ったり、結構お金かかるらしいのですけれども、環境整備も含めて私が意見を言ったり、事務局と我々で個別の論点についてやり取りをして、固めていってということがいいのではないかなと思っています。

結構議論すべき点は定まってきて、基本的には、これまで社会教育というのはつながりとか、あるいは関り合いとか助け合いとか、あるいはにぎわいというものをどうやって作り出そうかみたいな、社会教育を一から作り出そうということをずっとやってきて、それがコロナで全部パーになってしまったみたいなのころがあつて、でもコロナになってオンラインになつても、今まで授業と向き合つてない学生が、かえつてさぼれなくなつて授業と向き合

ったり、いい面も結構あったりします。

どうしてもオンラインとかメディアを使ってやるということは、これからは考えざるを得ないことだと思うので、そのいいところをどんどん生かして行って、コロナがもたらした対面とかリアルの世界が失った部分をうまく補えたらと考えます。進め方としては今、申し上げたように少し個別の論点を作って、事務局と我々でやり取りをして作ったらいかがかなと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。次は、畑中さん。

委員：今この諮問案というのを読んで、この諮問案の下のところ、閉館している間に公民館の職員が何をしたかということは書いてあるのですが、その閉館されている間、利用者が何をしていたのかという視点が、この諮問の中にはちょっと入っていないように思います。公民館が閉じてしまったときに、通常利用していた人たちが何をしていたかという研究というのは物すごく大事なことでないかなと思うのです。公民館の今後の在り方を考えていく上で、その視点を1つ欲しいなということです。

実際何をしていたかという、本当に閉じこもったまま何もしていなかった方たちもたくさんいらっしゃる一方で、もうつながることのできる手段がオンラインしかありませんから、私などは音楽をひたすらオンラインでやっていました。リモートでもってアンサンブルをすとか、そういう人たちがたくさんいます。そういう公民館は閉じてしまったけど、利用者が何をしていたかという研究も1つあるべきだろうということ、それからもう1つ、今、笹井先生がおっしゃったような、閉館しているときにどうすべきかということ、それから、かろうじて開館はしたけれども制約がある中で何をすべきかというこの2つは少し分けて考えることが必要で、主にどちらにウエートがあるべきなのかなと考えます。閉館してしまったときに何をすべきかというよりは、公民館の機能は残しているのだけど、いろいろな制約がある中で何ができるかということに議論の中心をおいていったほうが、いろいろなことがまとまりやすいのかなと感じました。

公民館の一番大事な機能というのは、やはり人が集うということなのだけど、その集うところに例えばお部屋の使える人数が半分になってしまうとか、今まで集っていた人が集えない状況ができてしまったので、集うということは核に残しながら、そこがマックスまでできなくなった部分をどうやって人がつながるのか。それはやはりオンラインという視点がもう不可欠だと思うので、今の笹井先生のお話にもあったように、若干予算はかかると思いますが、設備投資としては最も安上がりな方法だと思います。何か物を新しく建てるとか人もそんなに増やさなくても済みますし、考えてみれば最も安上がりな方法がオンラインの導入ということだと思うので、ここはぜひともやっていくべきかなと思います。以上です。

委員長：ありがとうございます。それでは、近藤さん。

委員：今、皆さん方のご意見を伺って、私も全くそのとおりでなと思っています。新型コロナウイルスは国や都や市、ガイドラインを出しているけれども、3月ぐらいい出したものとまた違ってきていますよね。7月に新しいのを出して、恐らくまた、今、秋冬に入ってきて

いますけど、また10月とか11月ぐらいに変わってくると思います。そういうふうに国や都とか市のガイドライン等も変わってきていますので、やはり少しずつ我々のほうも発想を変えながら、どんなふうにやっていけばいいのかなということは考えるべきだと思います。ただ、公民館が今後やれるべきことを考えていくというのは、ちょっと我々には荷が重いのかなと私は思います。公民館のあるべき姿をこの運営審議会ですべてやっていくというのは、やはり荷が重いのかなと思っています。

先ほど皆さん言われているように、やはり公民館の本当の持つ役割というのは、人を集めて交流する、またその人たちが次の人に繋がってという、それが大きな役割ですね。それがこの新型コロナウイルスによって今、ちょっとできない状況にされているわけだから、やはり何か少ない人数でも、ここでも19人と書いてありますけれども、今、集まれる人数だけの人も集まって来なかった人に発信していくというのが大事かなと思うのです。だから、今やれることを考えて、少ない人数でもやって、一番はソーシャルディスタンスだと思いますので、それを考えながら絶対にクラスターを発生させない、そこでうつさない、それを徹底しながらそこで行われたことをどういうふうに次やるかということだと思います。原始的な方法かもしれないけれども、そこでやったことを公民館だよりでもいいですし、こういうことをやりましたとやってもいいですし、オンラインでつながれる方はそこを狙って、こういうことをやりましたよと言って、少しずつ輪を広げていくというのをやっていけばいいのかなと思いました。以上です。

委員長：ありがとうございます。では、浅見さん。

委員：皆さんのおっしゃっていただいた意見、たくさん頂いたので、そのとおりだと思っています。ただ、一応諮問の内容がコロナウイルスということに限定してしまうと、もしかするとちょっと難しいのかなと思っています。もうちょっとざっくりというか、災害時とか緊急事態みたいな言葉で、その中にこの新型のコロナウイルス感染症というのが含まれるということでもいいのかなと思いました。新型コロナだけに絞ってしまうとなかなか私たちも難しいかなと思います。やはりその中にコロナを入れたとして、そういう中ではオンラインのこととかは触れざるを得ないのかなとは思っています。

あと、一応事務局に確認なのですが、この諮問というのは第1回目のときにもらってなくて大丈夫ということでもいいですね。今日以降の日付で委員長宛てに届くということで大丈夫ですか。

事務局：それは大丈夫です。

委員：分かりました。以上です。

委員長：佐藤先生。

委員：だってあんまり Webex の状態がよくなって、皆さんのご発言が半分ぐらいしか聞き取れないのですよね。まず、とにかく委員長を交代させていただいて、大変ご迷惑をおかけしておわびしなければいけないということと、田中さんが本当に前向きに引き受けていただいて、こういう形で危機的な状況の中でも、公運審がきちっと議論するという実態が作ら

れていることは本当にありがたいことだなど、おわびと感謝の気持ちを申し述べさせていただきます。

最初に諮問案についてのご提案があって、その前から委員長交代時に少しお話は伺っていて、今も感じるのですけれども、本当にまだ試行錯誤の時期だと思うのです。本来のあるべき公民館の姿というのをもう何十年もかけて作ってきたということは絶対に忘れてはいけないし、いずれそこへその大事さをみんなで確認して戻っていくという、そういう段階も来るだろうと思うのです。ただ、こういう感染症は今後もたびたび起こるだろうと言われているし、社会全体が、日本はITが強い国と思われていたのに、実はすごく弱い国で、この今日のWebexもそうですし、Zoomでもそうなのですけれども、オンラインで会議をやるとか講座をやるといふときに、トラブルがすごく発生するのです。聞き取れなくなってしまふ、機械がダウンしてしまうということもあるし、受け手側の条件整備がうまくいっていないということもあります。本当に1つの講座だけでもオンラインがうまくいくかどうかというのは、いろいろなことをやっても完璧にはなかなかいかないし、職員の方がおっしゃったように安全性の問題というので、SNSとかZoomを市役所という立場では非常に使いにくいという問題があって、Zoomを使うときにはインフォーマルなネットワークに移行して使うみたいなやり方で導入しているところが多いのですよね。

でも、やっぱり今の時期に何もやらずに、例えば全県レベルで100人以上の研修を全てオンラインでやるという、そういう県も結構あって、そういうところで気楽に私がオンラインで基調講演など頼まれて、職員の方、本当に、参加者が大きな会館の10室ぐらいに別れて集まるのを、全部の部屋のオンラインがうまくいくかどうかをテストするとか、膨大なエネルギーをかけながらオンラインを試行錯誤しているという側面もありますよね。ですから、格好よく言えばアフターコロナの新しい生活様式などと言いますが、私は先が見えない中で今、自分たちはどういう苦勞をしているのか、また何ができるのか、そういうご発言があったと思うのですけれども、何ができるのかというのを確実に記録化していくということが、今すごく必要だと思うのですね。

5館の職員の方々が、この間のいろいろご苦勞されたお話をされたわけですが、そのこと自体も記録しておく必要があるし、この次とか今度冬と言われている第三波なのでしょうか、そこへどう生かしていくための材料にしていく必要があります。今はすごく、そういう未知の感染症を試行錯誤しながら少しでもいい解決を探っていく途中で、そのところをみんなでしっかり共有しながら、解決できるものは知恵を出し合おうではないか、それは今の段階では、職員だ市民だという立場ではなくて、いかに協力しながら少しでもましな解決を見出すかというところでやっていく必要があるのではないかなと思って、ですから諮問答申という形よりは、提言にまとめていくとか、あるいは中間報告で良いと考えます。例えばオンラインについても、利用者側の実態に物すごくばらつきがあるので、そういうところを例えばアンケート調査みたいなことで調べてみて、全然オンラインに対応できない実態というのがどのぐらいあるのかということも調査で明らかにすることや、では、どうし

たらしいのか、小さな拠点に集まって、そこに来ればオンラインもちゃんと体験できるみたいな、そういうコーナーが必要かもしれないとか、いろいろな知恵を出しながら、やはりオンラインの不具合、不適用、格差、そういうものも乗り越えていかないと、IT社会なんてやってこないだろうなと思います。

AI、ソサエティ5.0とかデジタル庁とか言っているけれども、本当にそんなことやっていて、これだけみんなマイナンバーを拒絶して、わずか2割の国民しかマイナンバーに同意していないような日本社会というところをしっかりと見つめるところも含めて、やはりオンラインのプロセスというのをどう考えていったらいいのかということを試行錯誤しながら、これぐらいはやっていいかなみたいな1つの切り口といいますか、一步前進の方向を見出していく、そういう実験過程として、来年の5月ですから、まだ本当に火中の中にあるということはっきりしているわけなので、そういうふうないろいろな角度からはっきりとしたあるべき姿にいかない試行錯誤の私たちというところがとても貴重だなと、今も皆さんのお話すごく盛り上がっているなと思ったのですけれども、いろいろな見方をされていますので、そういう議論を取りあえずは中間報告ないしは提言、ないしは調査報告みたいな感じでまとめていくのは物すごく大事だし、今後生きるだろうなと思いますけど、安易に理想論をあるべき姿とか新しい生活様式というのは、私自身は非常に違和感があります。そんなの今、分かるはずないじゃないという感じがしています。すみません、勝手なことを言って、私だけマスクしないでお話して申し訳なくて、長々と失礼しました。

委員長：ありがとうございます。皆さんのご意見をお聞きしました。私としてもこの諮問案を提案されたときに、重すぎてとても答申なんていう形は取れないなと危惧いたしました。ただ、課長さんがやはりジレンマに陥って、公民館は何かしなくてはいけない、何か活動しなくてはいけない、そういう気持ちがこういう内容の諮問に出てきたのではないかと推測はできるのです。ただ、やはりあるべき姿についての諮問ということになりますと、まず国の対応策とか、都の対応策とか、市の対応策とかいろいろなガイドラインがありますよね。それに対してそれを無視して答申をしていいのかという問題も出てくる可能性もあるわけです。そんなこと我々がとてもできることではないし、ましてや医療関係でもないというところで、答申ができるのかというと、これはやはり難しいなと思えるのです。

先ほど皆さんのご意見から言えば、提言という方法もあるのですが、この提言についてももう少し諮問の的を絞っていただかないと、広範囲にただ各意見が述べられてしまったりして、提言集が提言でなくなったような内容になってもいけないので、もう少し諮問の内容を、逆に言えば煮詰めていただいて、それでもう一度ぶつけていただくほうが、私としてはいいのかなと思うのですが、皆さんいかがですか、よろしいですか。

委員：やはり私引っかかるのは、諮問の中の「あるべき姿」という言葉。このあるべき姿まで私たちの議論が至るとはとても思えないです。でも、公民館が何ができるかとか、何をしてほしいかということだったらいろいろな議論ができると思うので、ちょっと「このあるべき理想の姿」みたいなこの言葉にお答えすることは非常に難しいなということを感じます。

委員長：今の意見を加味していただいて、もう少し練っていただいた上で、我々諮問を受けないということではないのですけれども、同じ提言でも我々がある程度的を射ているようなご意見が出るような提言ができるような方法をちょっと考えていただければと思うのです。ただ、答えがあってやっただけいけないので、皆さんのこういったご意見がたくさん出ているように、やはりこれだけ集まるといろいろな意見が出てきますので、それを参考にしていただくことも1つの方法だと思います。

9月の講座で公民館に定員以上のところがみんな来ているわけで、何を求めているかと、そこに1つの光明みたいなものがあるわけですね。ですから、そういったものを大事にしながら、我々もいろいろな意見を述べていきたいなと思っていますので、もう一度練り直していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

副委員長：私も一言いいですか。大したことではないのですけれども。皆さんの意見を聞いて、本当に話し合えてよかったなと思うのです。今年度においては本当に各館、一番のイベントである公民館祭が全部中止になったということは、中心がスーッとなくなって、ちょっとみんな流浪の民ではないけれども、グループそのものも本当にもう高齢化してしまったりすると、もう私そろそろいかしらみたいな雰囲気の方もいらっしゃるというお話もあるし、だから本当に休み中みんな何していたかとか、再開してどうだったかとか、その辺りの検証が今一番必要で、そこから何かが出てくるのではないかなとすごく皆さんの話を聞いて思いました。

私自身も何もしていなかったと言いましたけれども、実はしていたのですよ。理容連という会の手をつなぐというのを、みんな暇でしょう、一言意見書きなさいと言って、9人ぐらいの人の意見を集めて、それをまとめて、その結果、長谷部さんが、それだけではないですけども、こんなに頑張っている人たちの意見をやはり議会に言わなくてはまずいということによってくださったというところで、また少しこういうふう動いているんですね。

だからさっき笹井先生もおっしゃいましたけれども、諮問というのはやはり出した以上、結果がないといけないというところでは、その結果というものは非常に難しく、エレベーターの問題などは全会一致で採択されたのに、何だったのだろうか、そのまま消えてしまうかもしれないということも考えてしまいます。だからせつかく一生懸命諮問したって、答申を書いたって、それが今までのところ、割とみんな何となくそんなに生かされたという記憶がないのですよね。だから、それを踏まえると、やはりもっともっと慎重に私たちはみんないろいろな話をするということが今、すごく必要なのではないかなと思います。佐藤先生がおっしゃったみたいに、職員の方も一緒になって、職員の方も本当に大変だったと思うので、学校など明日から休めと、それでも対応している先生たちもすごく大変だったし、本当に大変なところを乗り越えたかもしれないし、分からないのだけれども、この経験を残さないと、後で禍根になるかなという気がします。

事務局：委員長、すみません。諮問する立場からも発言していいですか。

結局公民館長からすると、皆さんから出てきた意見は、一般の利用者の方と同じなのです。

よ、話を聞いていると。ただ、みんな意見が個別すぎて全然吸い上げられきれてないのが実際です。それをきちんと公民館運営審議会という場でまとめてもらって、文章化して、提言に近い形の答申かもしれませんけれども、今やるべきことをきちんと出していただければ、5月まで残り、11月、12月、1月、2月、せいぜい5、6回しかない中で、あるべき姿というのが、今やるべきこととこのをきちんと出していただければ、こちらとしても対庁内的にも対外的にもやりやすいと思いますので、ご協力願えればと思います。

委員長：ご意見として。ですから、一度公民館のほうで館長のご意見も踏まえてもう一度諮問の内容を提案していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長：以上でよろしいでしょうか。それでは、今日の協議事項は終わりにして、その他のところで、何か私こういうこととこのがありましたら。なければ都公連の委員である戸澤さんのほうで、委員部会で何かありますか。

委員：資料がないのですけれども、都公連の委員部会の研修会が10月24日にあります。こういうコロナ禍ですから、例年と違って基調講演だけで、その後の分科会はなしになります。遅れましたけれども、場所は小平市中央公民館でやります。多分各サポート会議で順次案内が届くはずですので、参加ご希望の方があつたらまとめていただきたいと思います。

委員長：ただ、公民館に絡む人たちはいいのですが、それに絡んでいない人たちには配布されない、何が何だかさっぱり分からないので。

事務局：今、話がありましたけれども、このチラシになります。第1回研修会で、これは各位のほうにメールをさせていただいているはずですが。届いていない方、いらっしゃいますか。

委員長：我々はサポート委員会で頂いているのでいいのですが、メールをまだ見ていなければ見ていただいて、もし届いていないような方がいらっしゃれば、一応内容は知っておいていただければと思います。参加するしないは別として、一応見ていただければと思います。こんなことを今、都公連委員部会が企画してやっているのだという内容を知っておくことも1つプラスかと思います。

事務局：まさにこの講演が緊急事態宣言後の公民館の在り方ということで、公民館の基本活動の本質を求めてというのが今回テーマになっています。今まで館外研修ということで、公民館のほうで設定させていただいているのですけれども、今年も館外研修、それから先ほど言っていた笹井先生の館内研修、そちらのほうも考えてはいるのですけれども、館外研修、何か皆さんのほうでこういったところというのがあればですけれども、もし、こういうものにそのまま充てるということもできるのかなとは考えているのですが、いかがですか。ほかに何かあれば、館外研修について、どこかそちらのほうに行ってみたいとか、そういうのがあればいいのですけれども、今回の諮問については、先ほど言ったようなことを考えていますので、今やるべきこと、公民館は何がしたいのか、何ができるのか、そういったところを皆さんから話を伺いたいということで考えていますので、皆さんの中からそこについてもお話を頂ければと思っています。

委員長：10月10日ですか。

事務局：24日です。24日の土曜日、2時から4時までになります。

委員長：ただ、ちょっとできるだけ、まだそういう人が集まる場所へ参加していくというのは非常に難しい問題であって、その辺も来月定例会のときに、館内研修と館外研修、どうするかということに関して皆さんのご意見を聞きたいと思っています。忌憚ないご意見を述べていただければと思います。

事務局：それでは、これは皆さんのところにメールをしていますので、これに参加される方は事務局のほうまでご連絡いただいて、次回のところで、今、言った館内研修・館外研修のところも皆さんに伺いたいと思うので、よろしくお願いします。

委員：一言すみません。アンドウ先生は恋ヶ窪公民館で公運審をなさっていて、長い間恋ヶ窪公民館とご縁がある方なので、話し方もとても柔らかい感じで分かりやすいのではないかなと想像しますので、皆さんで参加して、ぜひ一緒に勉強できたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

委員長：ほかになれば、以上をもちまして定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長：次回の場所についてお願いします。

事務局：第10回ですね。次回の公民館運営審議会につきましては、冒頭ありました10月27日火曜日、そこにつきましても今回と同様この福祉センターになります。それから時間は1時半からになりますが、それでよろしいでしょうか。それとも2時からとかのほうがよければ。1時半からでよろしいでしょうか。では1時半からでお願いします。11月につきましては24日の火曜日、それから12月は22日の火曜日。1月26日の火曜日。会場は全て今度は本多公民館になります。以上となります。

委員長：では10月だけ間違えないで、またこの福祉センターでやります。ありがとうございました。

——了——